

災害時における避難所等の食品衛生の確保等の協力に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と小田原食品衛生協会（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害発生時における避難所等の食品の衛生的な取扱い等に関する助言、食中毒予防のための啓発等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小田原市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙に避難所等の食品の衛生的な取扱い等に関する助言、食中毒予防のための啓発等の協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるとき、避難所等における次の各号の業務（以下「協力業務」という。）について、乙に協力を要請することができる。

- （1）食品衛生指導員による食品の保管管理の状況の調査確認、対処方法の助言
- （2）食品衛生指導員による炊き出し等の調理従事者への食品衛生に関する助言
- （3）食品衛生指導員による食中毒予防のための啓発

2 前項の規定による協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備するとともに、甲と協議の上、協力業務に必要な物品を避難所ごとに配置し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前項の規定による報告に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

5 乙は、第1項の規定による協力の要請があったときは、可能な限り、協力業務に協力するものとする。

6 乙は、協力業務を実施したときは、文書により報告するものとする。

（費用負担）

第3条 乙の実施する協力業務に要する費用は、甲が負担すると認めたものを除き、原則として乙が負担するものとする。

（損害賠償）

第4条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙又は乙の食品衛生指導員に損害を与えた場合は、乙又は乙の食品衛生指導員に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は協力業務の実施中に、乙又は乙の食品衛生指導員の責に帰すべき事由により甲及び乙の食品衛生指導員又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に係る連絡責任者は、甲にあつては防災主管課とし、乙にあつては 小田原食品衛生協会災害対策本部とする。

(平時の協力)

第6条 乙は平時において、大規模災害発生時の避難所における食中毒予防等の啓発について、防災訓練等の機会を活用して、可能な限り協力するものとする。

(実施要領)

第7条 食品衛生指導員の具体的な活動については、別に乙が定める「災害時の食品衛生指導員活動実施要領」のとおりとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間・協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年 月 日